

用語解説

◆あ行

【アドプト】

道路・河川・海岸などの公共物で、一定区間毎に活動団体を募り、公共物と参加者が合意書を締結し「養子縁組（アドプト）」する。参加者は、担当地区の活動団体として「養子」である公共物の清掃美化、植栽などの活動を行う。

【NGO】

Non-Governmental Organizationの略。もともとは国連憲章の中で使われている言葉で、非政府組織のこと。NPOと同様に営利を目的とせず、社会的使命を持つ民間非営利団体のことであるが、行政からの独立性をより強調した表現といえる。

【NPO】

Non-Profit Organizationの略。ここでは、教育、文化、医療、福祉、国際協力など、あらゆる分野における営利を目的としない民間の組織のことをいう。NPO法に則して認証されたNPO法人、そのような法人格は取得していない市民活動団体やボランティア団体の2つの類型を含む。

◆か行

【グローバル】

「グローバル化」(国際化の進展)と「ローカルティ」(地域性)を融合させた造語。単純な国際化の進展ではなく、それを受け入れる日本文化や地域性との関わりを重視する視点。

【コミュニティ】

「地域社会」の意味で使われることが多いが、居住する場所が違っていても共通する背景や興味を有する人々が自由な意志によって集まり、何かを行う集団をいう。

【コミュニティ・ビジネス】

地域の人々が、地域資源(労働力、原材料、技術力など)を活用して行うビジネスのこと。地域経済の活性化と同時に地域の生活

課題の解決をめざす。

◆さ行

【市民農園】

一般市民がレクリエーションや自家用野菜の生産を目的として、小区画の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のことで、休憩・宿泊などに使用する簡単な小屋を併設した滞在型の農園もある。こうした形態の農園は外国では古くからあり、クラインガルテン(ドイツ)、ホルクステュイン(オランダ)、アロットメント(イギリス)、ダーチャ(ロシア)などと呼ばれている。

【食育】

食育基本法において、①生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの、②様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることと位置づけられている。

【新規就農者】

新たに就農した者をいう。そのうち農家子弟で、学校卒業後直ちに就農した者を「新規学卒就農者」といい、他産業に従事した後に就農した者を「Uターン就農者(離職就農者)」という。また農家子弟以外で、新たに農業経営を開始した者を「新規参入者」という。

【ゼロエミッション】

生産-流通-廃棄の各段階で、排出物(エミッション)を限りなくゼロに近づけることにより、循環型社会を築いていこうというもので、1994年に当時国連大学学長顧問であったグンター・パウリ氏が中心となり提唱している考え方である。当初、工場など産業面における物質循環が対象になっていたが、現在では、地域づくりのひとつの手法としても捉えられて

いる。

◆た行

【地産地消】

地域で生産された産物を、その地域で消費するという考え方により行われている取組のこと。直売所を利用した新鮮な地域産物の販売、地域産物への理解を深めるための生産者と消費者の交流などの多様な取組が行われている。

◆ら行

【楽農生活（アグリライフ）】

アグリカルチャー（農業）とライフスタイルを合わせた造語で「楽農（らくのう）生活」という日本語をあてている。「農」とのかかわりを実践、実感することで、人間らしく豊かに生きる行動のすべてを指す。

【リタイア者】

企業を退職した者、現役を引退した者としてとらえるよりも、時間的な余裕ができて、今までできなかったことや、やりたかったことができる者としてとらえています。